知的財産総合相談窓口の設置

平成22年10月、新たに北海道農政事務所に窓口を設け、全国9箇所に「総合相談窓口」を設置

概要

本年3月に策定した「新たな農林水産省知的財産戦略」において、農山漁村の 6次産業化を実現し、農山漁村地域の利益を確保していく手段としても知的財産 の創造・活用の取組は益々重要であることを明記。

このような観点から、農林漁業者、食品産業や地域における農林水産分野の知的財産を事業に活用する取組を、活用可能な施策手段の紹介を含め、総合的に支援するため、このたび、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局(計全国9箇所)に、知的財産総合相談窓口を設置。

※ 農林水産分野の知的財産とは

- ・地域ブランド、食文化
- 植物品種、動物品種、遺伝資源
- ・農林水産業の現場で使われている技術・ノウハウ
- 農林水産分野の研究成果(農業技術等)等

権利化(育成者権、特許権、商標権等)になじまないものも含め、経済的価値 のある知的な資源全般を指します。

「知的財産総合相談窓口」設置場所等

| 窓口担当部署 | 所在地 電話番号 | 担当する都道府県 |
|------------------------|---|--|
| 北海道農政事務所 農政推進課 | 〒060 - 0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19 - 6 011 - 642 - 5410 | 北海道 |
| 東北農政局企画調整室 | 〒980 - 0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 022 - 263 - 1111 (内線4080, 4259) | 青森県、岩手県、宮城県、秋 田県、山形県、福島県 |
| 関東農政局 生産経営流通部農産課 | 〒330 - 9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048 - 740 - 0401、048 - 740 - 0154 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼 玉県、千葉県、東京都、神奈 川県、山梨県、長野県、静岡 県 |
| 北陸農政局 生産経営流通部園芸特産課 | 〒920 - 8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 076 - 263 - 2161(内線3333、3337) | 新潟県、富山県、石川県、福 井県 |
| 東海農政局 生産経営流通部食品課 | 〒460 - 8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 052 - 746 - 1215 | 岐阜県、愛知県、三重県 |
| 近畿農政局 生産経営流通部農産課 | 〒602 - 8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風 呂町 075 - 451 - 9161 (内線2315, 2318) | 滋賀県、京都府、大阪府、兵 庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国四国農政局 生産経営流通部農産課 | 〒700 - 8532 岡山県岡山市北区上石井1丁目4番1号 086 - 224 - 4511 (内線2412, 2428) | 鳥取県、島根県、岡山県、山 口県、徳島県、香川県、愛媛 県、高知県 |
| 九州農政局 企画調整室 | 〒860 - 8527 熊本県熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 096 - 353 - 3561 (内線4123, 4115) | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児 島県 |
| 沖縄総合事務局 農林水産部食品・環境課 | 〒900 - 0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 098 - 866 - 1673 | 沖縄県 |